CC1-5406

酒 税

未納税 7移入証明 7書 7移入申告

収受印

整理番号	※

令和　　年　　月　　日	（住所）〒　　－	（電話） 局 番
	（フリガナ） （氏名又は名称及び代表者氏名）	
殿	（個人番号又は法人番号）	未納税移入申告書として、税務署へ提出する際に記載してください。 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり未納税酒類を 7移入したことを証明 7します。 7移入したので申告

記

移出者の住所及び氏名又は名称	
移出製造場等の所在地及び名称	
移入者の住所及び氏名又は名称	
移入製造場等の所在地及び名称	
未納税移出承認年月日及び承認番号	令和　　年　　月　　日　　第　　号
移入の目的	

酒類	品目別等					摘要
	その他の区分					
移入	年月日					
	輸送容器の種類及び個数					
	数量	C ml	C ml	C ml	C ml	
	アルコール分又は平均アルコール分	度	度	度	度	
	比重又は平均比重					

※ 税務署処理欄	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	

未納税移入証明・移入申告書（CC1-5406）の記載要領

1　この様式は、同一製造者の製造場等間の未納税移出入である場合の移入証明書及び移入申告書として用いてください。

なお、移入申告書として用いる場合は、「酒類」及び「移入」欄の記載に代えて、１か月分の未納税移出入事績を「未納税移出酒類移入明細書（CC1-5407）」に記載し添付しても差し支えありません。

2　「宛先」欄の記載は次によってください。

(1)　未納税移入証明書……移出者の氏名又は名称を記載してください。

(2)　未納税移入申告書……移入製造場等の所轄税務署長名を記載してください。

3　未納税酒類の移入者は、複写により各欄に所定事項を記載し、次により処理してください。

(1)　未納税移入証明書は、移入の都度直ちに未納税酒類の移出者に送付してください。

(2)　未納税移入申告書は、移入した翌月末日までに移入製造場等の所轄税務署長に提出してください。

4　「酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第３条第７号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目別の区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。

5　「酒類」の「その他の区分」欄には、次の区分を記載してください。

(1)　酒税法第３条第３号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨

(2)　リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨

(3)　発泡酒については、酒税法第23条第２項第１号、第２号及びそれ以外の別

(4)　雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨

6　「移入」欄には、酒類の品目別、その他の区分の別、容器の容量の別（タンクローリー及びタンカーについては１容器ごと）、アルコール分別に記載してください。

なお、製造場等に同一の移出製造場等から同一日に酒類品目が同一であるものを２個以上の輸送容器により移入する場合は、その合計数量について記載し、「アルコール分」及び「比重」欄には合計数量の平均のアルコール分及び日本酒度（清酒及び合成清酒に限る。）を記載しても差し支えありません。

7　「移入」欄の各欄には、次により記載してください。

(1)　「輸送容器の種類及び個数」欄には、移入のための輸送容器の種類及び詰口量を、例えば、「200ｌ詰ドラム缶10本」、「タンクローリー３台」等と記載してください。

(2)　「数量」欄には、移入酒類が原料用アルコール等アルコール分が45度を超える酒類である場合は、温度15℃のときの数量に換算した数量を記載し、「Ｃ15」と併記してください。

また、アルコール分が45度以下の酒類で、温度15℃のときの数量に換算しない数量を記載するときは、その数量を測定したときの品温を併記してください。ただし、一定容量で詰口されている瓶詰又は缶詰の酒類については品温を併記する必要はありません。

(3)　「比重又は平均比重」欄には、清酒及び合成清酒については日本酒度を、みりん、果実酒、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒及び雑酒（酒税法第23条第５項第２号に該当するものに限る。）については重ボーメ度又は比重を記載してください。

8　アルコール分、日本酒度及び重ボーメ度は、度位未満第２位以下の端数を切り捨てて第１位まで、比重は、少数点第４位以下の端数を切り捨てて第３位まで記載してください。

9　「摘要」欄には、当該未納税で移出又は移入したときの数量の測定方法の別（例えば「重量詰」又は「容量詰」）

を記載してください。

10　不要な文字は抹消してください。

11　※印欄は記載しないでください。

12　申告書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。